

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 6 号
件 名	要援護世帯への福祉灯油の支給に関することについて
要 旨	<p>2月の新潟県の灯油小売価格は、店頭で1,876円/18リットル、配達価格で2,013円/18リットル（いずれも2月3日現在）と高騰を続けており、2007年に要援護世帯へ福祉灯油が支給されたときの灯油価格（1,754円/18リットル 12月17日）をはるかに超えており、今後も値上がりが予想されます。</p> <p>寒さの厳しい雪国で暮らす新潟市民にとって、健康を維持する上で室内暖房は必要不可欠であり、灯油は越冬に欠かすことができない必需品です。</p> <p>政府は、生活保護基準の引き下げに続いて、公的年金の引き下げや消費税の増税も決めており、多くの市民、とりわけ低所得者世帯の生活に深刻な影響を与えかねません。</p> <p>多くの低所得者は、暖房器具をできるだけ使用しないで節約し寒さをしのいでいる状況であり、中には病気や高齢で暖房を欠かすことができない人が多くおられることから、灯油高騰に対する支援策を新潟市が緊急に講じるよう以下のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活保護世帯などの要援護世帯や市民税の非課税世帯に対し、福祉灯油（灯油代などの暖房費の助成）を速やかに行うこと。</p> <p>2 国に対し、福祉灯油を支給した自治体に対し、2007年同様の財政支援を行うよう求めること。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 26 年 2 月 19 日 第 1 項 第 2 項 } 市民厚生常任委員会
受 理	平成 26 年 2 月 14 日 第 5 5 9 号